

公益財団法人 大分県アイバンク協会 賛助会員ならびに賛助会費規程

- 第1条 公益財団法人大分県アイバンク協会賛助会員(以下会員という)ならびに会費の額については、定款第34条により、この規程を定める。
- 第2条 会員になるためには、別紙書式による賛助会員入会申込書を提出するものとする。
- 第3条 会費の基準額を次の通りに定める。ただし、分割納入することができる。
イ)法人 1口 年額10,000円
ロ)個人 1口 年額 2,000円
- 第4条 会員に入会した場合は、その月の属する年度分の会費全額をその年度内に納入するものとする。
- 第5条 会員が退会せんとする場合は、退会を申し出た月に属する年度の会費全額を納入しなければならない。
- 第6条 会費は全額を法人会計に使用するものとする。
- 第7条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日から施行する。